



平成 18 年 6 月 16 日

各 位

株式会社ライブドア  
代表取締役社長 平 松 庚 三  
問い合わせ先 取締役 落 合 紀 貴  
(TEL 03 - 5788 - 4753)

### 変更後の定款について

当社は、平成 18 年 6 月 14 日開催の臨時株主総会において承認されました「第 1 号議案 定款一部変更の件」について、その変更内容を反映した定款を次ページより開示いたしますのでお知らせいたします。

以上



# 定 款

株式会社ライブドア

最終改定： 平成 18 年 6 月 14 日

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ライブドアと称し、英文では livedoor Co.,Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 コンピュータネットワークに関するコンサルティング
- 2 コンピュータネットワークの管理
- 3 コンピュータネットワーク上でのコンテンツ企画・編集デザイン
- 4 コンピュータソフトウェアの開発・販売
- 5 イベントの企画・運営
- 6 コンピュータ関連書籍の販売
- 7 通信機器、コンピュータ及び周辺機器の設計、製造、販売ならびに輸出入
- 8 通信機器、コンピュータ及び周辺機器のリース
- 9 電気通信事業
- 10 インターネットを利用した情報通信システムの企画、開発、設計、管理運営に関する業務
- 11 インターネットの代金決済システムの運用及び導入代行業務
- 12 販売促進業務に関するコンサルティング業務
- 13 広告代理業務
- 14 携帯情報端末向けソフトウェアの企画及び制作
- 15 コンピュータソフトウェアの運用コンサルティング
- 16 インターネット上のショッピングモールの開設
- 17 インターネット等のネットワークを利用した商品販売システムの設計、開発、運用、保守及びこれらのコンサルティング
- 18 通信販売業務
- 19 不動産賃貸業
- 20 労働者派遣事業
- 21 情報通信ならびにインターネット関連事業への投資ならびにこれら企業の合併、提携、営業権、有価証券の譲渡に関するコンサルティング、仲介、斡旋に関する業務
- 22 学習塾の経営
- 23 古物の売買
- 24 インターネットユーザーに対する接続サービスの提供

- 2 5 通信機器の設置・保有・管理及び賃貸
- 2 6 通信機器に接続した情報機器の設置・保有・管理及び賃貸
- 2 7 情報処理機器のソフトウェアに関する保有・管理及び賃貸
- 2 8 コンピュータのハードウェアの輸出入
- 2 9 ゲーム機器及びソフトウェアの輸出入
- 3 0 コンピュータのハードウェアの設計、開発、並びに販売
- 3 1 ゲーム機器及びそのソフトウェア設計、開発、並びに販売
- 3 2 コンピュータ及びゲーム機器に関する雑誌、書籍の編集と出版
- 3 3 データ通信システムの企業内ローカルエリアネットワークの構築、保守に関する受託及びコンサルティング
- 3 4 インターネットへの接続業務の受託及びコンサルティング
- 3 5 広告制作業
- 3 6 インターネットのホームページ企画、立案
- 3 7 インターネット用コンピュータ機器のレンタル
- 3 8 ニューメディアに関するシステム開発および販売
- 3 9 コンピュータ用機器および付属品の製造、販売、リース
- 4 0 経営コンサルタント業務
- 4 1 証券仲介業
- 4 2 損害保険代理および生命保険募集に関する業務
- 4 3 レコード、録音テープ、ビデオテープ、ディープイディーなどの音楽、映像を録音、録画した商品の販売、レンタル及びインターネットによる配信及び販売
- 4 4 インターネットを利用した各種情報提供サービス業
- 4 5 企業における従業員の人事・労務・福利厚生・教育研修業務に関するコンサルティング
- 4 6 各種企業及び団体に属する社員の研修業務
- 4 7 コールセンター業務（電話受信発信事務代行業）
- 4 8 企業・団体の委託を受けて行う下記の業務
  - (1) 経営分析、事業計画、統計管理及び広報等に関する資料の企画、収集、作成、発行及び管理業務
  - (2) 給与計算、帳簿の記帳、金銭の出納及び決算に関する事務の処理業務
  - (3) 福利厚生事務、保険事務及び採用、異動、保健、退職等に伴う事務の処理業務
- 4 9 経営指導のための企業管理・経営受託
- 5 0 貸金業
- 5 1 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることが出来ない事故その他のやむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載するものとする。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、4,196,550,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、1 株とする。

(株券の発行)

第 8 条 当社は株式に係る株券を発行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。

(単元未満株主の権利制限)

第 9 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集株式予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- 3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当社の発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約

権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 12 条 当社は、定時株主総会において株主(実質株主を含む。以下同じ。)の権利を行使すべき株主は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主とする。

- 2 前項の場合の他、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。

## 第3章 株主総会

(招集時期)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集者及び議長)

第14条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

- 2 代表取締役が複数いる場合には、あらかじめ取締役会において代表取締役うち1人を議長として選任する。
- 3 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は株主総会毎に、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数を以て決する。

- 2 会社法第309条第2項の定めによるべき株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議事録)

第18条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録する。

## 第4章 取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役は3名以上10名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。
- 3 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員で就任した取締役の任期は、前任取締役又は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集及び議長)

第23条 取締役会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

- 2 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
- 3 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前にまでに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第24条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会の決議を以て、取締役の中から、取締役社長1名を選任し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数を以て行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役及び出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第31条 当社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は3名以上とする。

(監査役の選任の方法)

第33条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集)

第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(常勤監査役)

第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を1名以上置かなければならない。

(監査役会の決議)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数を以てこれを行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名

する。

(監査役会規程)

第 39 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会で定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議を以て定める。

(監査役の責任免除)

第 41 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除した額を免除することができる。

- 2 当社は社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第42条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て、取締役会にて定める。

(会計監査人の責任免除)

第46条 当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 47 条 当社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 48 条 当社は、株主総会決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行うことができる。

- 2 当社は、取締役会の決議により、会社法第 454 条 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を毎年 3 月 31 日の最終株主名簿に記載または記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払うことができる。

(除斥期間)

第 49 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されない時は、当社はその支払の義務を免れるものとする。

- 2 未払の配当金には利息をつけない。

以上